

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査要領

【一戸建ての住宅】

2. 当センターで適合していることを確認する認定基準の区分

当センターでの長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査において適合していることを確認する認定基準の区分は、以下の通りです。

- 法第6条第1項1号関係（長期使用構造等の全て）
- 法第6条第1項2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

3. 提出書類等

1) 技術的審査に必要な書類

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の依頼をする場合に必要となる書類は、以下の通りです。

1. 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（技術的審査業務規程別記様式1号）
2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項で定める認定申請書（第一号様式）
3. 設計内容説明書
4. 添付図書（審査用設計図書及び各種計算書）
5. その他、審査上、必要となる設計図書等
 - ・住宅型式性能認定に係る住宅又は住宅の部分については、住宅型式性能認定書の写し *1
 - ・型式住宅部分等製造者認証に係る住宅又は住宅の部分については、型式住宅部分等製造者認証書の写し *1
 - ・特別評価方法に係る住宅又は住宅の部分については、特別評価方法認定書の写し *1
 - ・登録住宅型式性能認定等機関による評価方法基準に定められた基準以外のものに関する住宅型式性能確認に係る住宅又は住宅の部分については、住宅型式性能確認書の写し *1
 - ・登録試験機関による評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた認定基準に関しての試験結果に係る住宅又は住宅の部分については、試験結果の証明書の写し *1
 - ・所管行政庁が必要と認める設計図書等
6. 申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）

（*1：取得している場合で各種認定書等を利用する場合に添付）

上記以外に設計住宅性能評価申請を同時に行う場合、又は設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅については、その設計住宅性能評価書又はその写しを添付することにより添付図書が重複かつ、審査に要しない場合は、省略できる場合があります。

■添付設計図書の種類

□意匠関係図

- ・付近見取り図（案内図）
- ・配置図
- ・仕様書（仕上表を含む）
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・立面図（2面以上）
- ・断面図又は矩計図
- ・各種計算書（温熱環境について熱損失係数による場合は、計算書が必要。但し、他の図書に記載した場合を除く。）
- ・設備図等（維持管理等級について確認できる設備を記載したもの。但し、他の図書に記載した場合を除く。）

□構造関係図

- ・基礎伏図
- ・各階床伏図
- ・小屋伏図

- ・各部詳細図
- ・各種計算書（階数が2以下の木造の建築物における基準において基礎、横架材についての断面検討の計算書及び床倍率の検討が必要。但し、他の図書に記載した場合を除く。）

2) 提出部数について

・技術的審査依頼書	正1、副1(1)	計2(3)部
・認定申請書	正1、副1(1)	計2(3)部
・設計内容説明書	正1、副1(1)	計2(3)部
・添付設計図書（認定用設計図書及び各種計算書）	正1、副1(1)	計2(3)部
・その他、審査上、必要な設計図書等	正1、副1(1)	計2(3)部
・申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）	正1、	計1(1)部

提出書類は、A4ファイルに綴じて提出して下さる様、お願いいたします。

3) 提出書類の返却について

依頼者に対し適合証の交付時に副本を1部返却します。また、所管行政庁に認定申請する際には、添付図書（当センターが技術的審査を終了した旨が確認できる様に押印されたもの）の写しが必要となるため 正本、副本、副本の計3部を提出することもできます。（この場合は、副本を2部返却します。）

4. 適合証交付前の計画変更について

受理審査中及び技術的審査依頼後で適合証の交付前に計画を変更する場合は、依頼者側で書類の修正（差し替え等）をお願いいたします。なお、その場合は、業務期日を延期することがありますのでご了承ください。

5. 適合証交付後の計画変更について

適合証の交付後に計画を変更する場合は、所管行政庁へ変更の申請が必要になります。ただし、内容が法施行規則第7条に定める軽微なものについては新たに変更に係る技術審査は必要ありません。変更部分が法6条第1項各号に掲げる基準に適合していることが明らかであることを明確にしておくことが必要です。

6. 技術的審査料金の支払い方法について

当センターの長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程により

- ・一戸建ての住宅の場合は、40,000円(税抜き)
- ・一戸建ての住宅で設計住宅性能評価を行う場合、又は設計住宅性能評価書を交付した場合は、13,500円(税抜き)
- ・一戸建ての住宅で住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による場合は、32,000円(税抜き)となります。なお、支払い方法につきましては、「振込」のみとさせていただきますので所定の振込用紙（引承諾書の交付時にご請求いたします。）にて引受承諾書に記載する業務期日までに指定口座への振込みをお願いいたします。

振込先 岩手銀行県庁支店 普通 No 2013409 (財)岩手県建築住宅センター

審査後、適合証の交付時に依頼者名と審査料金の確認をさせていただきますので、振込金受取書又はその写しをご持参ください。なお、振込手数料につきましては、ご負担くださるようお願いいたします。

7. 業務期日の延長について

受理後に添付図書等の変更がある場合、添付図書等の内容に不備がある場合で指定した期日までに添付図書等の訂正、追加等がなされない場合、当センターは理由を明示の上、業務期日の延長をすることがあります。

8. 長期優良住宅法関連情報（国土交通省ホームページ 平成21年5月）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(様式)（平成21年国土交通省令第3号）

<http://www.mlit.go.jp/common/000033650.pdf>